



2020年9月10日

各 位

会 社 名 株式会社麒麟堂ホールディングス
代表者名 代表取締役社長執行役員 寺西 豊彦
(コード：3194、東証第一部)
問合せ先 執行役員・経営企画部長 小林 剛久
(TEL . 06 - 6394 - 0100)

会 社 名 株式会社BCJ - 48
代表者名 代表取締役 杉本 勇次

**株式会社BCJ - 48 による株式会社麒麟堂ホールディングス(証券コード：3194)の株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社BCJ - 48 は、本日、株式会社麒麟堂ホールディングスの発行済普通株式を、別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社BCJ - 48(公開買付者)が、株式会社麒麟堂ホールディングス(公開買付けの対象者)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2020年9月10日付「株式会社麒麟堂ホールディングス(証券コード：3194)の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2020年9月10日

各 位

会 社 名 株式会社BCJ - 48
代表者名 代表取締役 杉本 勇次

**株式会社キリン堂ホールディングス(証券コード:3194)の株券等に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社BCJ - 48(以下「公開買付者」といいます。)は、2020年9月10日、株式会社東京証券取引所市場第一部(以下「東証一部」といいます。)に上場している株式会社キリン堂ホールディングス(以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

株式会社キリン堂ホールディングス

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

2020年9月11日(金曜日)から2020年10月26日(月曜日)まで(30営業日)

(4) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金3,500円

(5) 買付け予定の株券等の数

買付予定数	9,660,879株
買付予定数の下限	5,884,000株
買付予定数の上限	株

(6) 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(野村證券株式会社の本店所在地は、2020年10月1日付で、東京都中央区日本橋一丁目13番1号となります。)

(7) 決済の開始日

2020年11月2日(月曜日)

2. 本公開買付けの概要

公開買付者は、Bain Capital Private Equity, LP 及びそのグループ（以下、総称して「ベインキャピタル」といいます。）が投資助言を行う投資ファンドが発行済株式の全てを間接的に所有する株式会社BCJ-47（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、対象者株式を所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2020年8月25日に設立された株式会社です。なお、本日現在、ベインキャピタル、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式を所有していません。

ベインキャピタルは全世界で約1,000億ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては2006年に東京拠点を開設して以来、30名以上のプロフェッショナルにより投資先の企業価値向上に向けた取り組みを進めております。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有するプロフェッショナルを中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、数々の価値向上施策を成功に導いた実績を有しております。日本においては、株式会社ニチイ学館、昭和飛行機工業株式会社、チーターデジタル株式会社（現エンバーポイント株式会社）、株式会社Works Human Intelligence、東芝メモリ株式会社（現キオクシア株式会社）、日本風力開発株式会社、大江戸温泉物語株式会社、株式会社アサツーディ・ケイ、ジュピターショップチャンネル株式会社、株式会社すかいらく、株式会社ドミノ・ピザジャパン、株式会社マクロミル、株式会社ベルシステム24等18社に対して、そしてグローバルでは1984年の設立以来450社に対しての投資実績を有しております。

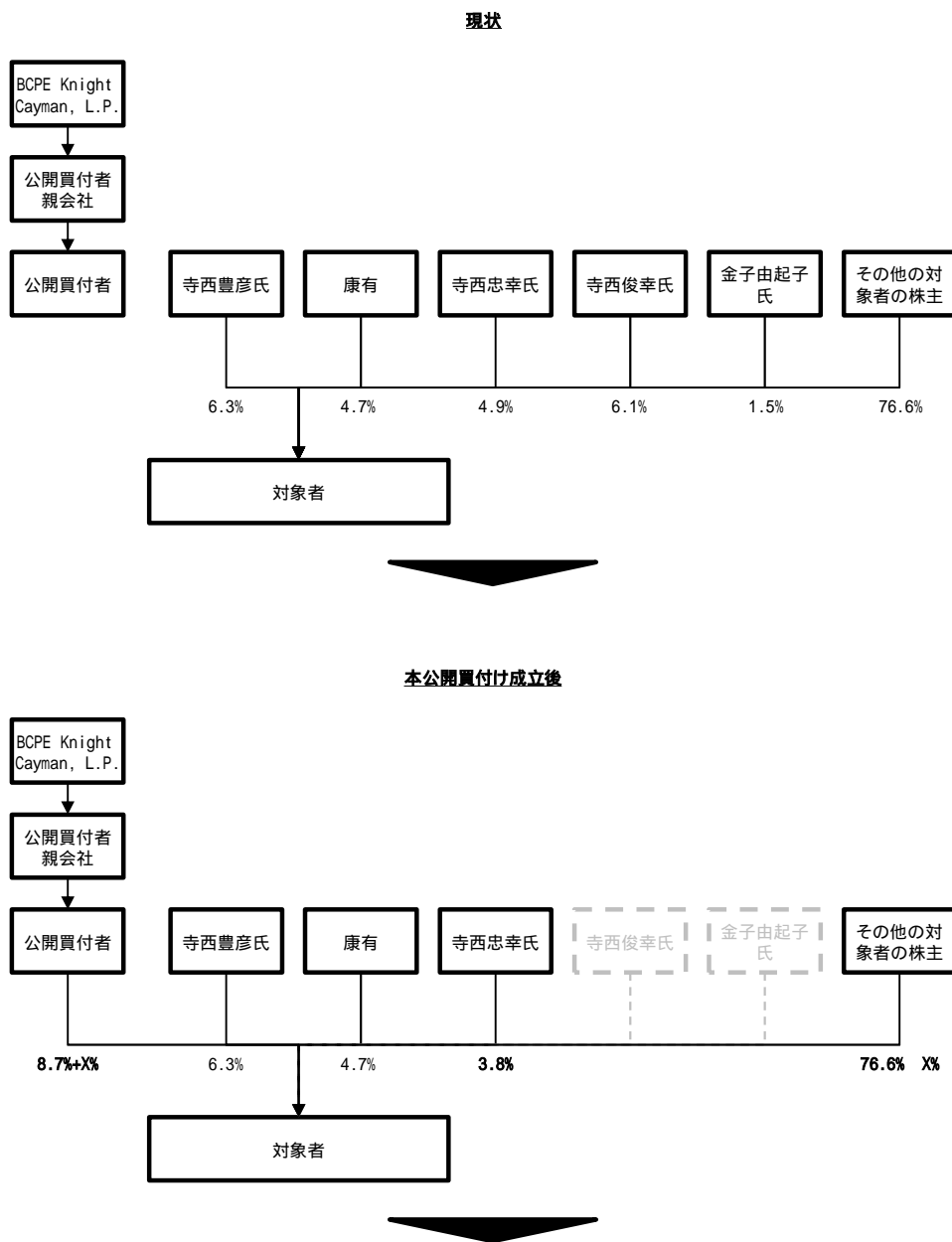
今般、公開買付者は、東証一部に上場している対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式、対象者の代表取締役会長である寺西忠幸氏（以下「寺西忠幸氏」といいます。）が所有する対象者株式の一部（注1）及び代表取締役社長である寺西豊彦氏（以下「寺西豊彦氏」といいます。）が所有する対象者株式の全部並びに寺西豊彦氏とその親族の資産管理会社である康有株式会社（以下「康有」といいます。）（注2）が所有する対象者株式の全部を除きます。）の全てを取得及び所有することを目的とし、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注3）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

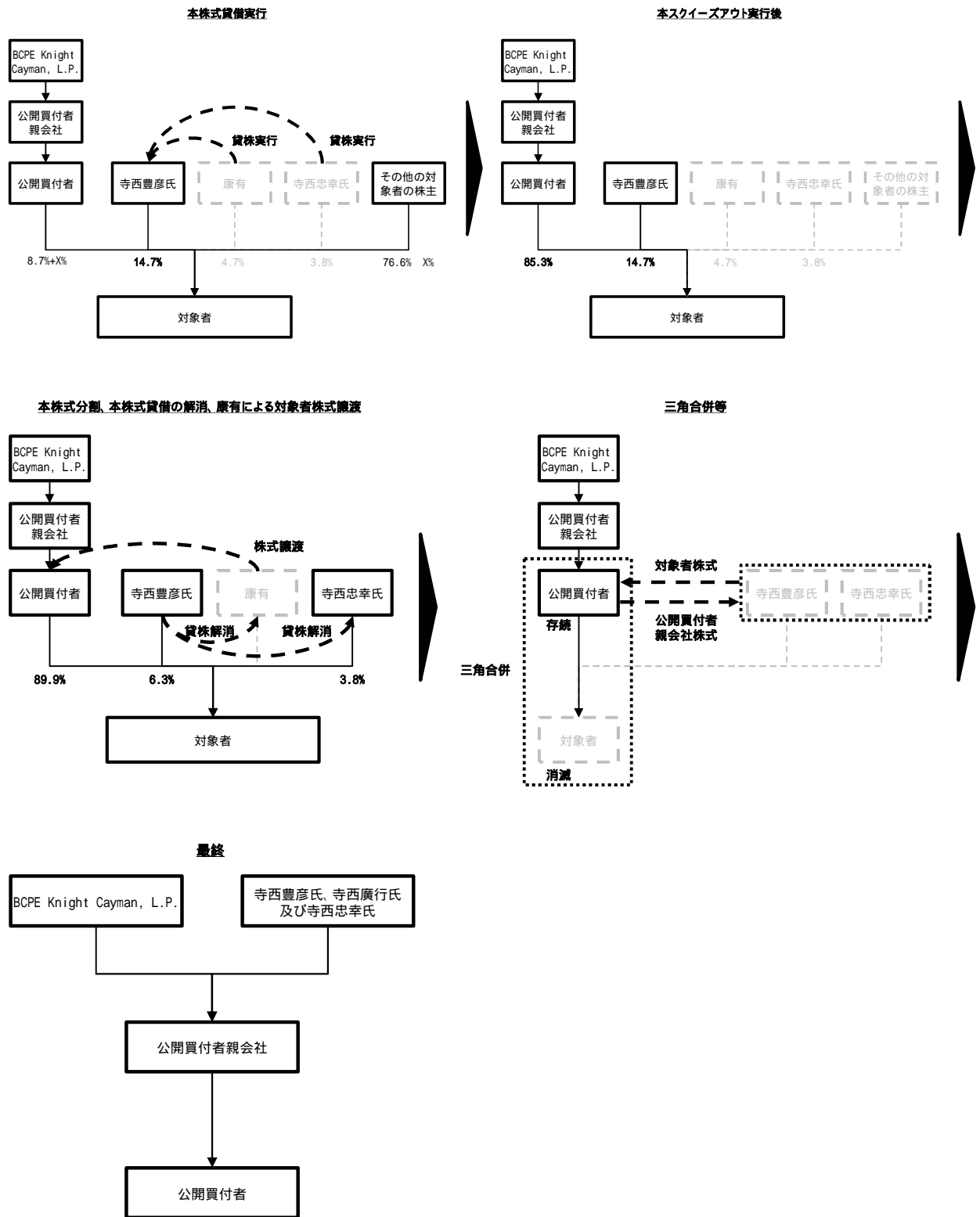
寺西豊彦氏及び寺西忠幸氏は、本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたる予定であり、また、企業価値向上のために共通の目標を持つため、本公開買付けの終了後において、公開買付者の株式を直接又は間接的に所有することを検討しております。また、寺西廣行氏は、対象者の完全子会社である株式会社キリン堂の取締役として引き続き対象者を支援する意向を有しており、また、企業価値向上のために共通の目標を持つため、本公開買付けの終了後において、公開買付者の株式を直接又は間接的に所有することを検討しております。寺西豊彦氏、寺西廣行氏及び寺西忠幸氏は、それぞれ、本公開買付けの終了後において（対象者を非公開化するための手続き（以下「本スクイーズアウト手続き」といいます。）完了後3ヶ月以内に（仮にやむを得ない事情で延期する場合も、遅滞なく）、公開買付者の株式を直接又は間接的に所有することを検討しております。そのため、寺西豊彦氏、寺西廣行氏、寺西忠幸氏及び公開買付者は、公開買付者を存続会社、対象者を消滅会社とし、公開買付者親会社の普通株式を合併対価とする三角合併（以下「本合併」といいます。）を実施し、公開買付者が本合併の対価となる公開買付者親会社の株式を取得するために必要となる手続等を実施する予定です。その結果、最終的には、寺西豊彦氏、寺西廣行氏及び寺西忠幸氏の公開買付者親会社の普通株式の所有割合の合計と、本日現在において公開買付者親会社の完全親会社であるBCPE Knight Cayman, L.P.の所有割合が原則として40対60となる数の公開買付者親会社の普通株式を所有する予定です。なお、寺西廣行氏が最終的に公開買付者親会社の株式の一部を保有するための取引については、現時点で具体的な方法については合意していませんが、本合併の効力発生前に寺西豊彦氏から対象者株式の一部を譲り受ける方法、又は本合併の効力発生後に寺西忠幸氏又は寺西豊彦氏から公開買付者親会社の株式の一部を譲り受ける方法等を検討しております。また、本合併の合併比率につきましては、公開買付価格の均一性規制（法27条の2第3項）に抵触しないよう、適切な合併比率を定める予定です。すなわち、合併対価となる公開買付者親会社の1株あたりの株式価値は、公開買付完全親会社が本公開買付けや本スクイーズアウト手続きに必要な資金の借入れを行う関係で対象者株式の価値よりも低くなっており、それを加味した上

で、合併対価を受け取る株主が、実質的に本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格以上の対価を受け取ることのないよう、適切な合併比率を定めることを想定しております。

<本公開買付け及びその後の想定されている手続きのストラクチャー概要図>

以下は、本公開買付け及びその後の想定されている手続きのストラクチャーの概要を図示したものです。





公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、寺西豊彦氏の親族で対象者の執行役員である寺西俊幸氏（所有株式数：690,090株、所有割合（注4）：6.09%）及び寺西豊彦氏の親族である金子由起子氏（所有株式数：164,500株、所有割合：1.45%）（以下、総称して「応募合意株主」といいます。）との間で、2020年9月10日付で、公開買付応募契約をそれぞれ締結し、応募合意株主は、それぞれが所有する対象者株式の全て（所有株式数：854,590株、所有割合：7.54%）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、公開買付者は、寺西忠幸氏（所有株式数：555,770株（注6）、所有割合：4.90%）との間で、2020年9月10日付で、公開買付応募・不応募契約（以下「本応募・不応募契約」といいます。）を締結し、寺西忠幸氏は、寺西忠幸氏が所有する対象者株式のうち、127,332株（所有割

合：1.12%。寺西俊幸氏及び金子由起子氏が本公開買付けに応募する対象者株式とあわせて 981,922 株の対象者株式を以下「応募合意株式」といいます。)は本公開買付けに応募し、残りの 428,438 株(所有割合：3.78%)は本公開買付けに応募しないことを合意しております。さらに、公開買付者は、寺西豊彦氏(所有株式数：714,420 株(注5) 所有割合：6.31%)及び康有(所有株式数：527,240 株、所有割合：4.65%)(以下、総称して「本応募合意株主」といいます。)との間で、2020年9月10日付で、公開買付不応募契約(以下「本不応募契約」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、それぞれが所有する対象者株式の全て(所有株式数：1,241,660株、所有割合：10.96%。寺西忠幸氏が本公開買付けに応募しない対象者株式(428,438株)とあわせて 1,670,098 株の対象者株式を以下「本応募合意株式」といいます。)を本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

(注1) 公開買付者は、寺西忠幸氏との間で、寺西忠幸氏が所有する対象者株式(555,770株)(注6)のうち、127,332株は本公開買付けに応募し、残りの428,438株は本公開買付けに応募しないことを合意しております。

(注2) 康有の発行済株式(普通株式45,400株、A種類株式1株)は全て寺西豊彦氏とその親族により所有されており、普通株式の各株主の持分比率は、寺西豊彦氏が6.61%(康有の発行済株式総数に対する割合で、小数点以下第三位以下を四捨五入しております。以下、持分比率の計算において同じです。)(普通株式3,000株) 寺西豊彦氏の親族である寺西貞枝氏が47.14%(普通株式21,400株) 寺西廣行氏が33.04%(普通株式15,000株) 寺西俊幸氏が6.61%(普通株式3,000株) 金子由起子氏が6.61%(普通株式3,000株)であり、寺西忠幸氏がA種類株式1株を所有しております。

(注3) 「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

(注4) 「所有割合」とは、対象者が2020年7月14日に提出した「第7期第1四半期報告書」(以下「対象者四半期報告書」といいます。)に記載された2020年5月31日現在の対象者の発行済株式総数(11,332,206株)から、対象者が2020年7月10日に公表した「2021年2月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2020年5月31日現在の対象者が所有する自己株式数(1,229株)を控除した株式数(11,330,977株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。

(注5) 寺西豊彦氏は本不応募契約の対象となる上記対象者株式(714,420株)のほか、対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式1,617株(小数点以下切捨て)を保有しておりますが、当該株式については、本不応募契約の対象としておりません。

(注6) 寺西忠幸氏は本応募・不応募契約の対象となる上記対象者株式(555,770株)のほか、対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式333株(小数点以下切捨て)を保有しておりますが、当該株式については、本応募・不応募契約の対象としておりません。

本公開買付けにおいては、公開買付者は、5,884,000株(所有割合51.93%)を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。他方、上記のとおり、本公開買付けは、公開買付者が対象者株式(ただし、対象者が所有する自己株式及び本応募合意株式を除きます。)の全てを取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。なお、公開買付者は、対象者を非公開化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けが成立した場合に公開買付者が所有する対象者の議決権数、寺西忠幸氏が本公開買付けに応募しないことを合意している対象者株式(428,438株)に係る議決権数(4,284個)及び本応募合意株主が所有する対象者の議決権数(1,241,660株に係る議決権数である12,416個)の合計が対象者の議決権総数(対象者が所有する自己株式を除いた総株式数(11,330,977株)に係る議決権数である113,309個)の3分の2超となるように、買付予定数の下限(5,884,000株)を設定しております。買付予定数の下限である5,884,000

株（所有割合 51.93%）は、対象者四半期報告書に記載された 2020 年 5 月 31 日現在での対象者の発行済株式総数（11,332,206 株）から、対象者決算短信に記載された 2020 年 5 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数（1,229 株）、応募合意株式数（981,922 株）及び不応募合意株式数（1,670,098 株）を控除した株式数（8,678,957 株）の過半数に相当する株式数（4,339,479 株、所有割合：38.30%。これは、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する数にあたります。）に、応募合意株式数（981,922 株）を加算した株式数（5,321,401 株、所有割合：46.96%）を上回るものとなります。これにより、公開買付者の利害関係者以外の対象者の株主の皆様が過半数の賛同が得られない場合には、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から 8,700,000 千円の出資を受けるとともに、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）株式会社あおぞら銀行（以下「あおぞら銀行」といいます。）及び株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）から合計 27,300,000 千円を上限として借入れ（以下「本買収ローン」といいます。）を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。本買収ローンに係る融資条件の詳細は、三菱UFJ銀行、あおぞら銀行及び三井住友銀行と別途協議の上、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに係る融資契約では、公開買付者親会社が所有する公開買付者株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式等が担保に供されることが予定されているほか、本スクイーズアウト手続きの完了後、所定の時点において、対象者及びその子会社の一部が公開買付者の連帯保証人となり、かつ、これらの会社の一定の資産について担保権が設定されることが予定されております。

本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、下記「4. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、対象者に対し、本公開買付け成立後に、本スクイーズアウト手続きの実施を要請する予定です。また、本スクイーズアウト手続きの完了後、公開買付者は、対象者との間で、本合併を実施する予定です。

なお、2020 年 9 月 10 日に対象者が公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2020 年 9 月 10 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのこととす。詳細については、対象者プレスリリースをご参照ください。

3. 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するに際し、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して 2020 年 6 月下旬から 9 月上旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析いたしました。また、公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、公開買付者が本公開買付けの開始を決定した日の前営業日である 2020 年 9 月 9 日の東証一部における対象者株式の終値（2,512 円）並びに直近 1 ヶ月（2020 年 8 月 11 日から 2020 年 9 月 9 日まで）、直近 3 ヶ月（2020 年 6 月 10 日から 2020 年 9 月 9 日まで）及び直近 6 ヶ月（2020 年 3 月 10 日から 2020 年 9 月 9 日まで）の終値単純平均値（2,736 円、2,633 円及び 2,282 円。（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値において同じとします。）の推移を参考にいたしました。さらに、対象者と事業内容、事業規模、収益の状況等において比較的類似する上場会社の市場株価と収益性等を示す財務指標等との比較を通じて対象者の株式価値を分析いたしました。

なお、公開買付者は、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを

総合的に勘案し、かつ対象者との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

本公開買付価格3,500円は、公開買付者が本公開買付けの開始を決定した日の前営業日である2020年9月9日の東証一部における対象者株式の終値2,512円に対して39.33%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じとします。）直近1ヶ月間（2020年8月11日から2020年9月9日まで）の終値単純平均値2,736円に対して27.92%、直近3ヶ月間（2020年6月10日から2020年9月9日まで）の終値単純平均値2,633円に対して32.93%、直近6ヶ月間（2020年3月10日から2020年9月9日まで）の終値単純平均値2,282円に対して53.37%のプレミアムを加えた価格となります。

4. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「2. 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により本スクイーズアウト手続きを行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日（本日現在において、2020年11月上旬を予定しております。）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続きに従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。なお、本株式併合の効力発生前において、公開買付者、寺西忠幸氏及び不応募合意株主以外に、これらの株主がそれぞれ所有する対象者株式の数のうち最も少ない数以上の対象者株式を所有する対象者の株主が存在することを可及的に避け、本スクイーズアウト手続きの安定性を高めるため、寺西忠幸氏及び康有の一方又は双方がその所有する対象者株式を寺西豊彦氏に対して貸し付ける（貸株料等の条件は未定です。）可能性があります。この本株式併合に関する具体的な手続きについては、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対し、

自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取することを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（対象者、寺西忠幸氏及び不応募合意株主を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

手続きについては、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続き及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続きにおける税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

その他、本公開買付けの詳細は、本公開買付けに関して公開買付者が2020年9月11日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以上